

立 看 板 の 設 置 場 所 を 定 め る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 この規程は、京都大学立看板規程（平成29年達示第69号）<u>第3条</u>の規定に基づき、立看板の設置場所を定めるものとする。</p> <p>（後 略）</p>	<p>第1条 この規程は、京都大学立看板規程（平成29年達示第69号）<u>第4条</u>の規定に基づき、立看板の設置場所を定めるものとする。</p> <p>附 則（令和5年11月総長裁定）</p> <p>この規程は、令和5年11月14日から施行し、平成30年7月24日から適用する。</p>